

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（住居手当） 第8条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員</u>に支給する。	（住居手当） 第8条 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u>に支給する。 （1） 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員 （2） 当該職員の所有に係る住宅（これに準ずるものとして、管理者の定めるものを含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の第8条第2号に該当する職員については、改正前の第8条の規定は、同日から平成23年3月31日までの間は、なおその効力を有する。